

本学では学部における教育研究上の目的について、次のとおり定めています。

### 東京海洋大学の学部及び学科における教育研究上の目的に関する規則

平成20年3月24日

海洋大規第 405号

#### (目的)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（平成16年海洋大規第100号）第4条第2項の規定に基づき、東京海洋大学の学部及び学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にするために定める。

#### (海洋科学部の教育研究上の目的)

第2条 海洋科学部においては、海洋、湖沼、河川に生息する多種多様な生物と人間との共存、地球環境、食糧等の問題に関心を持ち、これらに係る諸課題を追求し、解決するための行動力を持つ人材としての専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に関わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類・社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

2 各学科については、次のとおりとする。

学科名	教育研究上の目的
海洋環境学科	海洋における諸問題、とくに海洋環境の保全・修復に関する海洋環境学を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋生物資源学科	海洋生物資源の保全と持続的利用に関する適正な生産・管理システムを基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
食品生産科学科	海洋食資源（食品）の安全な利用・開発と新しい機能を持つ食品の開発を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋政策文化学科	経済的視点と共に海と人との共生的関係に基づく海洋利用、海洋政策、海洋文化を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

(海洋工学部の教育研究上の目的)

第3条 海洋工学部においては、海、船、物流等の問題に関心を持ち、これらに係る諸課題の理解と解決に必要な高度な技術を身に付け、国際的にも活躍できる人材としての専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に関わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類・社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

2 各学科については、次のとおりとする。

学科名	教育研究上の目的
海事システム工学科	船舶運航技術や船と陸のシステムを結ぶための情報通信技術、さらにこれら海事システムの管理を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋電子機械工学科	船舶の動力機関や船舶・海洋関連の設備・機器システムの運用、保守管理及びそれらの機器の開発、設計、製造を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
流通情報工学科	物流と情報流及び商流を一元的に捉えることにより、ロジスティクスシステムを基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。